

指定業者一覧

事業所名	連絡先	取扱機器				
		太陽集熱器	高効率空調機器	高効率給湯機器	高効率照明機器	木質バイオマスストーブ
エビス屋	090-8052-4347					○
GATE	080-3406-3204 050-1494-6256		○	○	○	○
原田建築工房(株)	0263-62-6621	○	○	○	○	○
Atomicシラサフ	0263-69-2068	○	○	○	○	○
藤沢商会(有)	0263-69-2046		○			○
平林建設(株)	0263-69-3121(担当:小林) 松本支店 0263-31-0780 (担当:兼村・中野)	○	○	○	○	○
(有)瀧澤	0263-69-2441	○	○	○	○	
生坂竹内工務店(有)	0263-69-2435 090-3143-9167	○	○	○	○	○
藤沢電工	0263-69-2182	○	○	○	○	
(有)安曇電化センター 生坂営業所	0261-62-2142	○	○	○	○	○
JA松本ハイランド	0263-62-2024	○		○		○



INTERVIEW

「親と子(藤澤家)」

Q1. 生坂村のどこが好き?

色々ありますがやはり山が綺麗なところだと思います。大城京ヶ倉ですね。山登りが好きな方は一回は登りに来ると思いますね。後は生坂村を見渡しながらかぶることの出来る生坂村スカイスポーツ公園です。生坂村スカイスポーツ公園からは何とパラグライダーを使って飛ぶ事が出来ます。他県からも生坂村スカイスポーツ公園からパラグライダーをやりに来る人が居るようです。最後に私が好きなのは生坂村で作られる葡萄です。高い日照率と山間の地形であるがゆえの寒暖差の大きさが甘いブドウを育てるのに適した環境で、生坂の郷という道の駅では葡萄の時期になると葡萄を買いに長蛇の列になるほど美味しい葡萄です。

Q2. 親から子へ、この村で未来に残したいものなどありますか?

村に寄り添うように流れる犀川、大城、京ヶ蔵の山々など豊かな自然に囲まれながら日々過ごしております。今当たり前の様に感じている生坂村の美しい自然を、これから先の未来でも子供達が過ごした自然の姿のまま残していきたいです。

Q3. 本事業に期待していることは?

私達の生活を支えるエネルギーが、地球に優しいものへ変わっていく事はとても素晴らしいと思います。優しいエネルギーという事は安心安全な暮らしにも繋がり、エネルギーを見直す事によりエネルギー消費に関わるコストの削減、また有効活用による防災や暮らしの質の向上に期待をしたいと思います。

[発行元]生坂村 [編集]いくさかゼロカーボン事務局
[電話]050-3354-7715 [メール]info@green-ikusaka.org
[住所]生坂村5471-8(旧窪田商店) [平日]9:00~17:00



TOPICS

○令和6年度省エネ機器・木質バイオマスストーブの購入補助メニューがスタート ○指定事業者一覧 ○Interview 親と子



令和6年度 省エネ機器・木質バイオマスストーブの 購入補助メニューがスタート

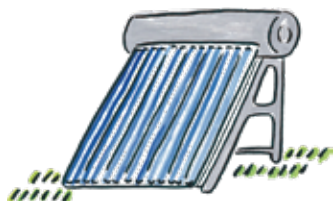
一般家庭を対象に、省エネ効果のある対象機器及び木質バイオマスストーブ導入にかかる対象経費の一部を補助いたします。詳細は右のQRコードより交付要綱をご確認ください。



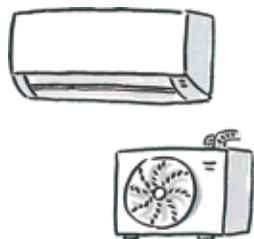
対象機器

高効率空調機器・高効率給湯器・高効率照明機器は、既設機器から新品機器への更新のみ対象となります。太陽集熱器と木質バイオマスストーブのみ新規設置も対象となります。

太陽集熱器



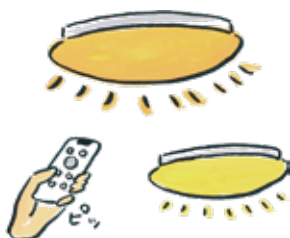
高効率空調機器



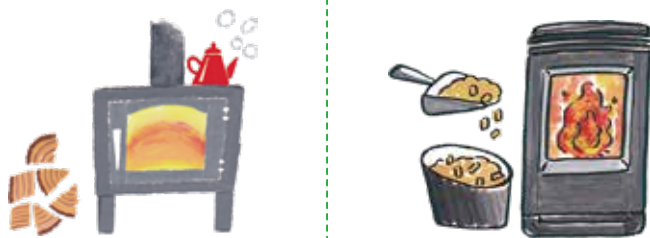
高効率給湯器



高効率照明機器



木質バイオマスストーブ



対象者

村に住民登録をしている村民(村税滞納がない等の要件を満たしていること)

設置場所

村民が専ら居住の用に供する家屋(店舗兼住宅の場合は住宅部分に限る)

補助金額

補助対象経費(消費税込み) × 補助率とし、1,000円未満の端数は切り捨て

補助対象経費

設備本体、付帯設備費、工事費(処分費、撤去費は対象外)
※ご不明な点は役場村づくり推進室までお問い合わせください

補助率

2/3(ただし、太陽集熱器と木質バイオマスストーブのみ3/4)

必要書類

申請時は申請書・指定業者2社以上から取得した見積書・カタログ等・写真その他、証明資料等

申請期限

令和6年4月25日～令和7年1月末日(年度予算の上限に達した時点で終了)

申請書の提出先

生坂村役場村づくり推進室(郵送可)または
いくさかゼロカーボン事務局(生坂村5471-8)

特記事項

- ①指定業者2社以上から相見積もりを取得し、より安価な提案を採用してください。
- ②村からの補助金交付決定前に着工した場合の経費は補助対象外となります。
- ③対象の事業は、設置完了から30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに実績報告が必要です。
- ④補助金の交付においては、ここに記載される条件以外にも、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の条件を満たす必要があります。
- ⑤本補助金とほかの国庫補助を併用することはできません。
- ⑥利用回数に制限はありません。条件を満たすのであれば、何度でも申請可能です。
- ⑦本事業は令和10年度までの継続事業です。
- ⑧令和7年度からは村内の事業所を対象とした補助メニューがスタートします。

省エネ機器・ 木質バイオマスストーブ 導入補助フロー

※詳細は村HP・交付要綱を参照

